



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年7月31日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	交通安全・コミュニティ係	高橋	内線 3014
			直通 058-272-8205
			FAX 058-278-2889

「第12次岐阜県交通安全計画」を策定しました

交通安全対策基本法の規定により、県に設置し、交通安全計画の策定・実施を行う岐阜県交通安全対策会議（会長：知事）では、「岐阜県交通安全計画」を策定し、県内の交通安全に関する施策を推進しています。

このたび、令和8年度からの5年間を計画期間とする「第12次岐阜県交通安全計画」を策定しましたので、お知らせします。

本計画は、県のホームページで公開しています。

岐阜県交通安全計画

web 検索

岐阜県HP > 分類でさがす > くらし・防災・環境 > 消費生活・県民生活 > 交通安全 > 第12次岐阜県交通安全計画

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/685.html>

<参考>第12次岐阜県交通安全計画の概要

【計画の目標】

- ・交通事故発生後24時間以内の死者数 年間50人以下
- ・重傷者数 年間350人以下

【計画において重視すべき主な視点】

- ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ② 子どもの安全確保のための環境整備
- ③ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤ 外国人の交通安全対策の推進